

■宇陀市訪問型サービスコード表(令和元年10月～)

サービスコード	種類	項目	サービス名称	対象者	サービス回数	算定項目		単位数	制限回数	単位数合計	上限単位	給付率	算定単位								
						内容															
A3	1011	生活援助型(週1回)－1	生活援助型(週1回)－1 生活援助型(週1回)－2 生活援助型(週1回)－3 生活援助型(週2回)－1 生活援助型(週2回)－2 生活援助型(週2回)－3 生活援助型(週3回)－1 生活援助型(週3回)－2 生活援助型(週3回)－3	要支援1	週1回程度 ※生活援助のみの上限、月5回まで	提供するサービスについては、ヘルパー資格の有無に関係なく、「225単位」で算定する。 ※1回につき、45分以上	提供するサービスについては、ヘルパー資格の有無に関係なく、「225単位」で算定する。 ※1回につき、45分以上	225	5	1,125	1,172	90	1回につき								
A3	1012	生活援助型(週1回)－2						225	5	1,125	1,172	80									
A3	1013	生活援助型(週1回)－3						225	5	1,125	1,172	70									
A3	1021	生活援助型(週2回)－1		要支援2	週2回程度 ※生活援助のみの上限、月10回まで			225	10	2,250	2,342	90									
A3	1022	生活援助型(週2回)－2						225	10	2,250	2,342	80									
A3	1023	生活援助型(週2回)－3						225	10	2,250	2,342	70									
A3	1031	生活援助型(週3回)－1		要支援2	週3回程度 ※生活援助のみの上限、月15回まで			225	15	3,375	3,715	90									
A3	1032	生活援助型(週3回)－2						225	15	3,375	3,715	80									
A3	1033	生活援助型(週3回)－3						225	15	3,375	3,715	70									
A3	1111	身体介護型(週1回)－1	身体介護型(週1回)－1 身体介護型(週1回)－2 身体介護型(週1回)－3 身体介護型(週2回)－1 身体介護型(週2回)－2 身体介護型(週2回)－3 身体介護型(週3回)－1 身体介護型(週3回)－2 身体介護型(週3回)－3	要支援1	週1回程度 ※身体介護のみの上限、月4回まで	身体介護のサービスが20分以上プランに含まれている場合に算定する。 ※制限回数までは、×「単位数」とし、制限回数を超える場合は「上限単位」となり、「訪問型サービス」のコード(1211～1215・1221～1225・1231～1235)で算定する	身体介護のサービスが20分以上プランに含まれている場合に算定する。 ※制限回数までは、×「単位数」とし、制限回数を超える場合は「上限単位」となり、「訪問型サービス」のコード(1211～1215・1221～1225・1231～1235)で算定する	267	4	1,068	1,172	90	1回につき								
A3	1112	身体介護型(週1回)－2						267	4	1,068	1,172	80									
A3	1115	身体介護型(週1回)－3						267	4	1,068	1,172	70									
A3	1121	身体介護型(週2回)－1		要支援2	週2回程度 ※身体介護のみの上限、月8回まで			271	8	2,168	2,342	90									
A3	1122	身体介護型(週2回)－2						271	8	2,168	2,342	80									
A3	1125	身体介護型(週2回)－3						271	8	2,168	2,342	70									
A3	1131	身体介護型(週3回)－1		要支援2	週3回程度 ※身体介護のみの上限、月12回まで			286	12	3,432	3,715	90									
A3	1132	身体介護型(週3回)－2						286	12	3,432	3,715	80									
A3	1135	身体介護型(週3回)－3						286	12	3,432	3,715	70									
A3	1211	訪問型(週1回)－1	訪問型(週1回)－1 訪問型(週1回)－2 訪問型(週1回)－3 訪問型(週2回)－1 訪問型(週2回)－2 訪問型(週2回)－3 訪問型(週3回)－1 訪問型(週3回)－2 訪問型(週3回)－3	要支援1	週1回程度 ※生活援助及び身体介護の組み合わせで、上限額を超えた場合	週1回程度 ※生活援助及び身体介護の組み合わせで、上限額を超えた場合	週1回程度 ※生活援助及び身体介護の組み合わせで、上限額を超えた場合	1,172	1	1,172	1,172	90	1月につき								
A3	1212	訪問型(週1回)－2						1,172	1	1,172	1,172	80									
A3	1215	訪問型(週1回)－3						1,172	1	1,172	1,172	70									
A3	1221	訪問型(週2回)－1		要支援2	週2回程度 ※生活援助及び身体介護の組み合わせで、上限額を超えた場合			2,342	1	2,342	2,342	90									
A3	1222	訪問型(週2回)－2						2,342	1	2,342	2,342	80									
A3	1225	訪問型(週2回)－3						2,342	1	2,342	2,342	70									
A3	1231	訪問型(週3回)－1		要支援2	週3回程度 ※生活援助及び身体介護の組み合わせで、上限額を超えた場合			3,715	1	3,715	3,715	90									
A3	1232	訪問型(週3回)－2						3,715	1	3,715	3,715	80									
A3	1235	訪問型(週3回)－3						3,715	1	3,715	3,715	70									
A3	3001	短期集中型訪問C(週1回)－1	短期集中型訪問C(週1回)－1 短期集中型訪問C(週1回)－2 短期集中型訪問C(週1回)－3	事業対象者 要支援1 要支援2	週1回程度(6か月間 上限30回)	理学療法士・作業療法士等が訪問することによって、機能改善が著しく見込まれるものであって、30分以上の機能訓練を週1回連続15回以上行った場合。(上限30回)加算なし	理学療法士・作業療法士等が訪問することによって、機能改善が著しく見込まれるものであって、30分以上の機能訓練を週1回連続15回以上行った場合。(上限30回)加算なし	565	5	2,825	2,825	90	1回につき								
A3	3002	短期集中型訪問C(週1回)－2						565	5	2,825	2,825	80									
A3	3003	短期集中型訪問C(週1回)－3						565	5	2,825	2,825	80									
A3	1511	初回加算－1	初回加算－1 初回加算－2 初回加算－3	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問介護を行った場合または他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問していること。	初回加算－1 初回加算－2 初回加算－3	初回加算－1 初回加算－2 初回加算－3	初回加算－1 初回加算－2 初回加算－3	200	1	200		90	1月につき								
A3	1512	初回加算－2						200	1	200		80									
A3	1513	初回加算－3						200	1	200		70									
A3	1521	生活機能向上加算－1	生活機能向上加算－1 生活機能向上加算－2 生活機能向上加算－3	サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所または通所リハビリテーション事業所の理学療法士等による指定訪問リハビリテーションまたは指定通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成していること。 ・当該理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービス提供を行っていること。 ・当該計画に基づく初回の訪問介護が行われた日から3ヶ月間、算定できること。	生活機能向上加算－1 生活機能向上加算－2 生活機能向上加算－3	生活機能向上加算－1 生活機能向上加算－2 生活機能向上加算－3	生活機能向上加算－1 生活機能向上加算－2 生活機能向上加算－3	100	1	100		90									
A3	1522	生活機能向上加算－2						100	1	100		80									
A3	1523	生活機能向上加算－3						100	1	100		70									
A3	1611	介護職員処遇改善加算Ⅰ(週1回)－1	介護職員処遇改善加算Ⅰ(週1回)－1 介護職員処遇改善加算Ⅰ(週1回)－2 介護職員処遇改善加算Ⅰ(週1回)－3 介護職員処遇改善加算Ⅱ(週1回)－1 介護職員処遇改善加算Ⅱ(週1回)－2 介護職員処遇改善加算Ⅱ(週1回)－3 介護職員処遇改善加算Ⅲ(週1回)－1 介護職員処遇改善加算Ⅲ(週1回)－2 介護職員処遇改善加算Ⅲ(週1回)－3 介護職員処遇改善加算Ⅳ(週1回)－1 介護職員処遇改善加算Ⅳ(週1回)－2 介護職員処遇改善加算Ⅳ(週1回)－3 介護職員処遇改善加算Ⅴ(週1回)－1 介護職員処遇改善加算Ⅴ(週1回)－2 介護職員処遇改善加算Ⅴ(週1回)－3 介護職員処遇改善加算Ⅰ(週2回)－1 介護職員処遇改善加算Ⅰ(週2回)－2 介護職員処遇改善加算Ⅰ(週2回)－3 介護職員処遇改善加算Ⅱ(週2回)－1 介護職員処遇改善加算Ⅱ(週2回)－2 介護職員処遇改善加算Ⅱ(週2回)－3 介護職員処遇改善加算Ⅲ(週2回)－1 介護職員処遇改善加算Ⅲ(週2回)－2 介護職員処遇改善加算Ⅲ(週2回)－3 介護職員処遇改善加算Ⅳ(週2回)－1 介護職員処遇改善加算Ⅳ(週2回)－2 介護職員処遇改善加算Ⅳ(週2回)－3 介護職員処遇改善加算Ⅴ(週2回)－1 介護職員処遇改善加算Ⅴ(週2回)－2	週1回程度	訪問型(週1回)の単位数 1,172の137/1000加算	訪問型(週1回)の単位数 1,172の100/1000加算	訪問型(週1回)の単位数 1,172の55/1000加算	Ⅲで算定した単位数の90%加算	Ⅲで算定した単位数の80%加算	161	1	161		90							
A3	1612	介護職員処遇改善加算Ⅰ(週1回)－2								161	1	161		80							
A3	1613	介護職員処遇改善加算Ⅰ(週1回)－3								161	1	161		70							
A3	1621	介護職員処遇改善加算Ⅱ(週1回)－1								117	1	117		90							
A3	1622	介護職員処遇改善加算Ⅱ(週1回)－2								117	1	117		80							
A3	1623	介護職員処遇改善加算Ⅱ(週1回)－3								117	1	117		70							
A3	1631	介護職員処遇改善加算Ⅲ(週1回)－1								65	1	65		90							
A3	1632	介護職員処遇改善加算Ⅲ(週1回)－2								65	1	65		80							
A3	1633	介護職員処遇改善加算Ⅲ(週1回)－3								65	1	65		70							
A3	1641	介護職員処遇改善加算Ⅳ(週1回)－1								59	1	59		90							
A3	1642	介護職員処遇改善加算Ⅳ(週1回)－2								59	1	59		80							
A3	1643	介護職員処遇改善加算Ⅳ(週1回)－3								59	1	59		70							
A3	1651	介護職員処遇改善加算Ⅴ(週1回)－1								52	1	52		90							
A3	1652	介護職員処遇改善加算Ⅴ(週1回)－2								52	1	52		80							
A3	1653	介護職員処遇改善加算Ⅴ(週1回)－3								52	1	52		70							
A3	1711	介護職員処遇改善加算Ⅰ(週2回)－1								週2回程度	介護職員等特定処遇改善加算は、限度額管理の対象外です	訪問型(週2回)の単位数 2,342の137/1000加算	訪問型(週2回)の単位数 2,342の100/1000加算	訪問型(週2回)の単位数 2,342の55/1000加算	Ⅲで算定した単位数の90%加算	Ⅲで算定した単位数の80%加算	321	1	321		90
A3	1712	介護職員処遇改善加算Ⅰ(週2回)－2															321	1	321		80
A3	1713	介護職員処遇改善加算Ⅰ(週2回)－3															321	1	321		70
A3	1721	介護職員処遇改善加算Ⅱ(週2回)－1															234	1	234		90
A3	1722	介護職員処遇改善加算Ⅱ(週2回)－2															234	1	234		80
A3	1723	介護職員処遇改善加算Ⅱ(週2回)－3															234	1	234		70
A3	1731	介護職員処遇改善加算Ⅲ(週2回)－1															129	1	129		90
A3	1732	介護職員処遇改善加算Ⅲ(週2回)－2															129	1	129		80
A3	1733	介護職員処遇改善加算Ⅲ(週2回)－3															129	1	129		70
A3	1741	介護職員処遇改善加算Ⅳ(週2回)－1															116	1	116		90
A3	1742	介護職員処遇改善加算Ⅳ(週2回)－2															116	1	116		80
A3	1743	介護職員処遇改善加算Ⅳ(週2回)－3															116	1	116		70
A3	1751	介護職員処遇改善加算Ⅴ(週2回)－1								103	1	103		90							
A3	1752	介護職員処遇改善加算Ⅴ(週2回)－2								103	1	103		80							

A3	1753	介護職員処遇改善加算Ⅴ(週2回)ー3						103	1	103		70	
A3	1811	介護職員処遇改善加算Ⅰ(週3回)ー1	要支援2	週3回程度				訪問型(週3回)の単位数 3,715の137/1000加算		509	1	509	90
A3	1812	介護職員処遇改善加算Ⅰ(週3回)ー2						509	1	509	80		
A3	1813	介護職員処遇改善加算Ⅰ(週3回)ー3						509	1	509	70		
A3	1821	介護職員処遇改善加算Ⅱ(週3回)ー1						訪問型(週3回)の単位数 3,715の100/1000加算		372	1	372	90
A3	1822	介護職員処遇改善加算Ⅱ(週3回)ー2						372	1	372	80		
A3	1823	介護職員処遇改善加算Ⅱ(週3回)ー3						372	1	372	70		
A3	1831	介護職員処遇改善加算Ⅲ(週3回)ー1						訪問型(週3回)の単位数 3,715の55/1000加算		204	1	204	90
A3	1832	介護職員処遇改善加算Ⅲ(週3回)ー2						204	1	204	80		
A3	1833	介護職員処遇改善加算Ⅲ(週3回)ー3						204	1	204	70		
A3	1841	介護職員処遇改善加算Ⅳ(週3回)ー1						Ⅲで算定した単位数の90%加算		184	1	184	90
A3	1842	介護職員処遇改善加算Ⅳ(週3回)ー2						184	1	184	80		
A3	1843	介護職員処遇改善加算Ⅳ(週3回)ー3						184	1	184	70		
A3	1851	介護職員処遇改善加算Ⅴ(週3回)ー1						Ⅲで算定した単位数の80%加算		163	1	163	90
A3	1852	介護職員処遇改善加算Ⅴ(週3回)ー2						163	1	163	80		
A3	1853	介護職員処遇改善加算Ⅴ(週3回)ー3						163	1	163	70		
A3	1911	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(週1回)ー1	要支援1	週1回程度			訪問型(週1回)の単位数 1,172の63/1000加算		74	1	74	90	
A3	1912	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(週1回)ー2					74	1	74	80			
A3	1913	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(週1回)ー3					74	1	74	70			
A3	1921	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(週1回)ー1					訪問型(週1回)の単位数 1,172の42/1000加算		49	1	49	90	
A3	1922	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(週1回)ー2					49	1	49	80			
A3	1923	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(週1回)ー3					49	1	49	70			
A3	1931	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(週2回)ー1	要支援2	週2回程度			訪問型(週2回)の単位数 2,342の63/1000加算		148	1	148	90	
A3	1932	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(週2回)ー2					148	1	148	80			
A3	1933	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(週2回)ー3					148	1	148	70			
A3	1941	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(週2回)ー1					訪問型(週2回)の単位数 2,342の42/1000加算		98	1	98	90	
A3	1942	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(週2回)ー2					98	1	98	80			
A3	1943	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(週2回)ー3					98	1	98	70			
A3	1951	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(週3回)ー1	要支援2	週3回程度			訪問型(週3回)の単位数 3,715の63/1000加算		234	1	234	90	
A3	1952	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(週3回)ー2					234	1	234	80			
A3	1953	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(週3回)ー3					234	1	234	70			
A3	1961	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(週3回)ー1					訪問型(週3回)の単位数 3,715の42/1000加算		156	1	156	90	
A3	1962	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(週3回)ー2					156	1	156	80			
A3	1963	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ(週3回)ー3					156	1	156	70			

介護職員等特定処遇改善加算は、限度額管理の対象外です  
※算定には、処遇改善加算Ⅰ～Ⅲまでのいずれかを算定していることを要件とする

1月につき